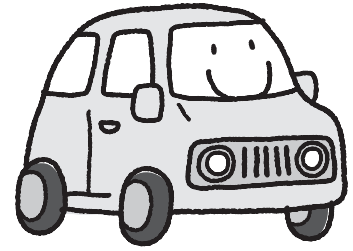


平成28年度から軽自動車税が改正されます

税務係

1 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車等の税率（税額）について

| 車種区分 | | 年税額 | |
|----------|---------|--------|--------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | 1,000 | 2,000 |
| | 90cc以下 | 1,200 | 2,000 |
| | 125cc以下 | 1,600 | 2,400 |
| | ミニカー | 2,500 | 3,700 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用 | 1,600 | 2,400 |
| | その他 | 4,700 | 5,900 |
| 二輪の軽自動車 | | 2,400 | 3,600 |
| 二輪の小型自動車 | | 4,000 | 6,000 |



*登録年月日や燃費の環境負荷に関わらず、全ての原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車の税率が変わります。

2 四輪車および三輪の軽自動車の税率について

| 車種区分 | | | 年税額 | | |
|-------|----|-----|---|--|---|
| | | | 平成27年3月31日以前の登録車（平成27年3月31日以前に新車新規登録済（自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年3月以前のものは、現在の税率を適用） | 平成27年4月1日以降の登録車（平成27年4月1日以後に新車新規登録した車（自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年4月以降のもの）には、新税率を適用 | 新規登録後13年超の車両（経年重課）（左記にかかわらず、平成28年4月1日以降の賦課期日（4月1日）現在に、新車新規登録から13年を超える車には、新税率（経年重課）を適用 |
| 四輪以上 | 乗用 | 自家用 | 7,200 | 10,800 | 12,900 |
| | | 営業用 | 5,500 | 6,900 | 8,200 |
| | 貨物 | 自家用 | 4,000 | 5,000 | 6,000 |
| | | 営業用 | 3,000 | 3,800 | 4,500 |
| 三輪自動車 | | | 3,100 | 3,900 | 4,600 |

※中古車を購入した場合も、自動車検査証の『初度検査年月』によって税率を決定します。

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について

※平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する四輪以上及び三輪の軽自動車（新車に限る）について、その燃費性能に応じて平成28年度のみ軽自動車税を軽減します。

軽自動車税の減免について

税務係

次の手帳をお持ちの方で自らが運転する軽自動車、またはその方の外出・送迎等のために使用する軽自動車、所有・使用要件及び障害等級等の要件を満たす場合は、軽自動車税が減免されます。（自家用の軽自動車1台に限ります。）

手帳の種類 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・戦傷病者手帳

自動車税（県税）の減免を受けている場合は、軽自動車税は減免を受けることはできません。

申請期限は平成28年5月31日(火)、手続きは税務係までお願いします。

減免申請に必要な書類、障害等級要件等については、税務係にお問合せください。

お問合せ先 役場 総務課 税務係 電話 56-2311 有線 2311

長野県佐久地方事務所からのお知らせ

◎平成28年度の自動車税は5月31日(火)が納期限です。

自動車税は、県のさまざまな事業を進める上で大変重要な財源となっています。5月上旬に納税通知書が届きます。必ず納期限までに納めましょう。コンビニエンスストアでは、休日・夜間でも納めることができます。

平成28年度キャンペーン標語 **自動車税 守る納期 あなたがお手本**

お問合せ先 佐久地方事務所 税務課 電話 0267-63-3136 (直通)